

平成 29 年度 文京区障害者地域自立支援協議会

第 1 回相談支援専門部会 要点記録

【日時】平成 29 年 6 月 7 日（水） 14 時から 16 時まで

【会場】文京シビックセンター3 階 障害者会館 A+B

【出席者】

志村 健一 委員、樋口 勝 委員（部会長）、北原 隆行 委員（副部会長）、佐藤 澄子 委員
森田 妙恵子 委員、安部 優 委員、鈴木 淳 委員、東瀬戸 徹 委員、田中 弘治 委員
金子 宏之 委員、関根 義雄 委員、本加 美智代 委員、阿部 智子 委員、浦田 愛 委員
土屋 功子 委員、山名 興子 委員、渋谷 尚希 委員、永尾 真一 委員、大橋 文子 委員
木内 恵美 委員、高松 泉 委員、武田 美也子 委員

【欠席者】

高田 俊太郎 委員

【開会前に事務局からの連絡】

- ・記録作成のため会議内容の録音許可について
- ・出欠確認
- ・事前配布資料の確認
- ・当日配布資料の確認

【資料第 9 号】区内の相談支援事業の資料について、一部修正の依頼。指定特定相談支援事業所の一覧に、ふる里学舎小石川と記載されているが、建物改修工事があり今年度事業休止となっている。上記の理由から、別途指定特定相談支援事業所ふる里学舎本郷を立上げため削除と追加をしてほしい。

【資料第 1 号】平成 29 年度相談支援専門部会委員名簿について、記載事項の一部修正の依頼があったため訂正をさせて頂く。

以上文京区ホームページに資料を載せる際に、訂正をした資料を提出させて頂くことで了承を得る。

【会議次第】

1. 開会挨拶

○部会長より

昨年度の相談支援専門部会では、“高齢化の問題”と“住居施策の拡充”というテーマで協議をしてきた。区内の相談支援体制では、これらの課題について対応が難しいということも共有できた。今年度は区内にどのような相談支援体制があれば、このような課題を解決していけるのか、皆で意見を出し合って協議をしていきたい。本日は区内の相談支援体制がどのようなになっているのか、ということを皆で確認する場にしていきたい

と考えている。

○副部長より

昨年度の相談支援専門部会では、“高齢化”と“障害者の暮らし”という課題が表出化できた。これらの課題を解決していくには難しい問題が多々ある。相談支援専門部会だけでなく、有志でこのような課題を検討する場も始めた。まとまった意見があれば相談支援専門部会でも共有をしていきたい。また現場で支援にあたっている皆さんの事例なども挙げて頂き、事例を通しての検討もしていければと考えている。

2. 委員自己紹介 【資料第1号参照】

区の人事異動により、障害福祉課身体障害者支援係長 渋谷氏が今年度より部会委員となった。

同様に予防対策課保健予防係長 大橋氏が今年度より部会委員となった。

3. 議題

(1) 平成29年度自立支援協議会における下命事項について 【資料第2～6号参照】

○事務局より【資料第2～6号】の説明

- ・【資料第2号】自立支援協議会要綱について、今年度内容の改正がないことを確認。
- ・【資料第3号】平成29年度各専門部会の下命事項について内容を確認。
- ・【資料第4号】自立支援協議会スケジュールについて。相談支援専門部会は昨年度同様全3回の開催を予定している。
- ・【資料第5号】自立支援協議会組織図について。今年度より、障害者差別解消支援地域協議会が設置された。自立支援協議会とも情報の共有、連携を想定している。
- ・【資料第6号】協議会の検討状況等について、内容を確認。

○質疑、意見等

- ・今年度から居住支援協議会が設置されると聞いている。昨年度相談支援専門部会でも居住支援協議会と連携を取っていいのではないかという意見もあった。居住支援協議会の活動について教えてほしい。

⇒4月に居住支援協議会の要綱を作成した。今年度第1回目として7月開催を予定している。出席者は、不動産関係団体、行政、支援者団体と3つの団体で構成されている。障害支援者団体としては文京区障害者基幹相談支援センターに参加して頂くことになっている。障害当事者という立場でなく、障害支援者団体の代表として参加してもらう予定。

- ・居住支援協議会では傍聴は可能なのか？文京区や不動産団体の皆さんに、障害当事者が如何に物件を借りることが困難か、問題を共有してほしい。また障害当事者の参加についても検討してほしい。具体的な事例についても知ってもらいたい。

⇒不動産関連団体、行政、支援者団体と初めて顔を合わせて協議する場となっている。
現状当事者が困っていることを訴える場にはなっていない。しかし情報の収集等は必要なことだと思っている。そのため当事者の方々の話しを聞いていくことも考えている。当事者の方々の話を聞くのであれば、住宅確保が困難と思われる生活保護受給者、高齢者、一人親の方、低所得者、障害者等、困っている方々皆に参加を依頼しなくてはならない。そのような状況になると現状議論が収集できなくなる恐れもある。まずは団体代表の方々に参加をしてもらい協議を進める予定でいる。傍聴は可能だが、会場の関係上、傍聴できる人数に限りがある。

(2) 区内相談支援体制の状況について 【資料第7～9号参照】

事務局より【資料第7～9号】の資料説明

(3) 障害者基幹相談支援センターの事業報告及び事業計画 【資料第10～11号参照】

○事務局より【資料第10～11号】の資料説明

○副部長より

障害者基幹相談支援センターから区内相談支援体制や課題、基幹の事業報告・計画についての報告があった。資料を見ながら、このように相談支援が成り立っているということを確認いただければと思う。実際に委員の中にも相談支援の事業に携わっている方が多くいる。この機会に他の委員から報告をぜひお願いしたい。

○金子委員より

指定特定相談支援事業所ふくろうに勤務している。管理者と相談支援専門員の自分で計画相談は約30件、うち文京区民が10名くらい。区内の利用者はほとんどがワークショップやまどりの利用者。主に通所施設とグループホームなどの利用といったサービスの組み合わせをして、サービス等利用計画を作成している事例が多い。

○副部長より

苦勞や、こうあってほしいというようなことがあるか。

○金子委員より

ふくろうの他に他区の委託事業で指定特定相談支援事業も受けており、今年度はすでに80件の利用者がいて、新規40件を受ける予定で合計120件。専従の非常勤と常勤兼務の私の2名でやっている。4、5、6月はモニタリングなどがけっこう入ってきて、隙間がない感じ。一軒当たり複数回訪問が必要な方への対応があり、区の基幹相談支援センターと区役所の相談支援係と一緒にやって対応している。

○副部長より

すごい数である。私もあくせすで身体障害、知的障害がある方々の指定特定相談支援事業を受けているが、40件担当しているだけでもモニタリングや更新で手いっぱいな状況であり、自分の事業所では新規が受けられない。ふくろうでは新規も受けており、とても驚く数の相談支援を行っている。

○部長より

質疑応答を入れたいが、何かあるか。他区で120件ということで、ふくろうでは新規を受け入れるのは難しい状況ということか。

○金子委員より

要望があればなんとか応えていきたい。

○副部長より

実際に計画相談事業だけに関われる事業所はほとんどない。区内の指定特定相談支援事業では、樋口氏だけが専従常勤という話があったが、実際のところは兼務でやっているところがほとんどだと思う。

○部長より

続いて、今回障害者基幹相談支援センターの報告で精神障害の方の相談が7割以上とあり、すごく驚いているが、精神障害を中心として一般相談をしているエナジーハウスの鈴木氏から報告をお願いしたい。

○鈴木委員より

一般的な相談支援と、指定特定相談事業を中心にやっている。その他に、昔ながらの活動で、文京区からの委託で健康診断の封入作業や、今は7月に行われる近くのお寺のほおずき市の準備をしている。そういった地域の活動を取り入れながら、相談支援事業を行っている。

また、文京区独自の精神障害者地域生活安定化支援事業を受けている。未受診の方の自宅を訪問したり、医療中断して体調が安定しない方に対して治療を勧めたり、アウトリーチも合わせて行っている。

精神障害の方の支援で一つ言えることは、関係作りがすごく大変ということ。関係機関と喧嘩してサービスが受けられなくなるなど、支援機関に対しての感情がマイナスなところからスタートすることがある。そのような方を訪問して、気持ちを一つ一つ耕しながらプラスへ持っていき、そして関係を作る、そういう作業にはけっこう時間がかかる。そこには、ヘルパー事業所や訪問看護の皆さんからご協力いただいて関係作りをしていくわけだが、自分のところでも障害者基幹相談支援セン

ターと似たようなことをやっている。

相談を受け、サービスにつなごうとすると、対象者やサービスの枠組みがしっかりしている。しかし、相談者のニーズはそのような枠組みに当てはまらないことが多々ある。そういった時に、関係機関の人たちの枠組みに相談者の気持ちや考え方を整えていく作業が必要となる。その結果、合意が得られて初めて、サービス導入へとつながっていく。このような過程にけっこう時間がかかる。

他には、措置入院してしまった方が、遠方の他県に転院することになり、文京区に戻ってくるのが困難な場合もあるが、精神障害者地域生活安定化支援事業の担当として時間をかけて訪問して退院前カンファレンスを開いたり、今後の方針を提案したりしながら、退院支援をする。そのような支援を日常の相談支援事業と同時並行で行っている。

また、てんかん診断がある妊婦さんが、出産後体調不良となった時に支援したことがあった。障害福祉サービスのヘルパーの時間数だけではフォローが足りず、社会福祉協議会のいきいきサービスのヘルパーや子ども家庭支援センターの育児支援サービスなどの提供を検討。制度自体は縦割りだが、それを横断するようなサービスのコーディネートも合わせてサービス等利用計画の中でやっていく必要がある。相談支援事業の枠はあるだろうけれど、枠組にとらわれず支援してきた末に、それぞれの支援がこの相談支援事業にあてはまるだとか、給付請求できそうだななどという結果にたどり着くこともある。

サービスには、制度の枠組みがあり対象者もあるが、もう少し柔軟に解釈したり運用したりできるような支援体制があれば、相談者の気持ちをわざわざサービスに合わせていくことが減る。そして、すぐサービスにつながって、支援者もその時間を費やす労力が少なくなり、円滑に回るのではないかと思う。相談支援事業で相談員を増やすことも急務なのだが、サービスの運用の仕方も工夫できるようになれば、それなりに時間も労力もカットしていけるヒントになるのではと思いながら発表させていただいた。

○部会長より

エナジーハウスは、計画相談、一般相談もやり、精神障害者地域生活安定化支援事業で未治療の方のサポートもしながら日中活動も喫茶店もやり、多岐にわたる活動の中で相談支援をやっている。現在、人員としてはどれくらいで行っているのか。

○鈴木委員より

サービス等利用計画が立てられる職員は常勤2名、非常勤1名。

○部会長より

何か質問はあるか。なければ、精神障害の方の支援で窓口になっている木内保健師

から発言をお願いしたい。

○木内委員より

保健師は精神疾患への対応だけでなく、母子保健、難病、健康作りといった幅広い切り口で活動をしている。文京区の保健師はシビックセンター内の保健サービスセンターと本郷支所を合わせて20名。実は20年前から数が変わっていない。一方で区内の人口はというと20年前当時は16万5・6千人だったのが、今は21万人を超えている。事業所の対応件数や相談員1名当たりの対応数といった報告をよく耳にし、逆に同様の質問を受けることもあるが、例えば赤ちゃんの場合、現在区内では年間約2000人のペースで誕生しているので、保健師一人で100人の赤ちゃんを担当し、そして就学前まで相談に乗っていくので、一人の保健師が600人のお子さんを担当する形になる。その他に、精神障害、難病などいろいろな相談にも乗るため、保健師一人が何人対応しているか、というのは実は回答が難しい。

精神障害に関する相談での訪問件数をみると、20年前が年間520件程だったのが、昨年度の訪問件数は1015件とほぼ倍増。母子保健、赤ちゃん訪問に関する訪問件数は20年前170件だったのが、昨年度は700件以上で倍以上になっている。一人の保健師が同じ時間を一人の方にかけてられなくなっている。相談者の方からも「もう帰っちゃうの?」「あんまり話聞いてくれないなあ。」「電話してもいない。」と意見を頂いていて、マンパワーの絶対的な不足というのは本当に課題として感じている。ただし、区の財政に余裕があるわけでもないのに、どんどん人手を増やせる状況でもない。そんな中でどうして行けばいいのか。

対応するケースについても、「難病」「精神障害」といった切り口もあるけれども、保健師は「ご家族丸ごと」という視点で対応している。例えば核家族でご実家のサポートがない親子で、お母さんが難病、お父さんが海外出張で年の半年ぐらいいはないといった場合。いわゆる機能不全のご家族の場合、お母さんがアルコール依存だとか、息子さんが不登校だとか、DVがあるだとか、パーソナリティーの問題のあるお母さんとお子さんの二人暮らしをどうサポートできるか。もちろん、保健師だけでは抱えきれなくて、あらゆる機関の方々に入って頂いてなんとかサポートできているご家庭が沢山ある。しかもそれぞれの支援機関の考え方は微妙に違ったりするのが現実で、そうした中で支援の方向性を定めて連携を密にするというのが常に課題としてある。

先ほどの基幹相談支援センターの報告の中での、「制度的な相談支援が、相談支援の全てではない」というところが本当にその通り。ただ、制度的相談支援をきっちり計上していかないと収入を失ってしまうし、苦しいところでもある。

総合支援法だけでなく、難病医療法、母子保健法、児童虐待防止法、地域保健法、など、様々な根拠法に基づいて保健師は活動をしている。法律は確かにあるけれ

ども、対象者と向き合って、この方にどんな課題があって、何に困っていて、どういうサポートが必要なのか、というところを見ていく時には、制度に囚われていると、じっくりくるものは作っていけない。

全体的なマンパワー不足はあるものの、今後の方向性としては社協さんが取り組んでいるような地域作りが求められていると思う。行政のサービスや個々の事業所の努力だけでは追いつかない部分があって、人やお金が増えるわけでもない。となると、ご近所でどれだけ、目配り気配りができるのかがとても重要になってくると思う。事業所や私たちも、自分の役割・業務の範疇に+αした部分をどれだけ担っていけるかが今後の課題になる。

○部会長より

母子から高齢者まで、全ての住民の方に関わらないといけない中で、様々なサービスを使うその入口のところで、保健師の皆さんがいろいろと動いて下さっている。20年前と今とでは勤務状況が全く違うのがよくわかった。

相談支援からの視点だけでなく、ヘルパー事業所の皆さんからの視点で過去に困ったこと、逆に助かったこと、などご意見を頂きたい。

○関根委員より

スタジオ IL 文京というのは自立生活センターを20年前からやっていて、全国的に見れば北海道から沖縄まで120か所ある。相談支援事業は注目されている。私は自立をしたかったので、何十年も前から親元を離れてアパートを探して、オーナーと契約して、アパートに荷物を持ち込んで生活を始めた。ヘルパー派遣センターや介護保険事業所とも契約して、福祉制度を勉強して、障害福祉課からリサイクルショップを紹介してもらったりして、そうしたことをほとんど自分で行なって、仲間に話したりして生活してきた。

ILセンターは計画相談だけれど、相談支援事業者が全部アセスメントして他の事業所と連携するというのではなくて、自分の生活は自分で切り開くという意味で、セルフプランを勧めるところがある。それで何か足らなければ、個別プログラムとかピアカウンセリングとかそういうサービスを提供することが、自立生活センターの役目だと思っている。やっぱり自分の人生だし、人に勧められてするものでもない。最後は自分で生活していく、組み立てていくんだ、そのために福祉サービスや行政サービスをくまなく整備してもらうことが自立生活の本丸だと思う。こうしたやり方を事業所の皆さんや利用者の皆さんに説明し、理解してもらうことが、障害当事者の本来あるべき姿だと私は思っている。

○部会長より

セルフプランを有効活用していけないかというご意見を頂きました。事業所のサービスだけでは対応できず困っていること、それらを相談支援でこうつないでいけないだろうか、といったご意見など頂きたい。

○森田委員より

ケアマネが訪問した際に、ご本人以外のご家族に精神障害があることがあって、その方たちをどうやって福祉サービスにつないでいけば良いのか、というのがまずある。それから家族がひた隠しに隠して絶対に部屋から出て来ないケース。最近では基幹相談支援センターの方と研修会などで一緒になる機会があり、そうした場ですぐに相談できるのがありがたいと感じている。

若くして脳出血などで倒れて2号保険者になった場合、通常の介護保険ではリハビリがなかなか難しい現状がある。会社に復帰したいという思いがしっかりある方を引き受けて下さるサービスが中々なく、やっとりアン文京さんの機能訓練につなぐことが出来たケースがある。中々解決できずにいたところを、新しくできたりアン文京さんに引き受けてもらえたという点と、そこでやっていることがあまり知られていないという点と2つあるかと思う。

就労という点では会社に戻ることを希望されている場合、福祉的な就労の形態ですと物足りなく感じて、社会復帰につながらないことがある。そういった場合の対応方法は難しさを感じる。また、居宅介護のヘルパーをお手伝いさんのように考えている方もいて、できることは自分でやって頂くという自立支援の考え方で向き合うことが難しい方々もいらっしゃる。それから「ゴミ屋敷」状態の方も多い。そういった方に週1・2回程度のヘルパーを一人で派遣しても、何もできないということがある。サービス提供前に行政の側である程度環境を整えとか、ヘルパーの二人配置であるとか、なんらかの配慮を検討して頂きたいと思う。

○部会長より

より具体的なお意見を頂いた。その他いかがか。

○田中委員より

知的障害の方の日中の通所施設の生活支援をしている。ご本人のニーズや、得意なこと苦手なこと、やりたいこと、ご家族の状況や本人との関係性など、そうした情報は現場の支援員にこそ、より多く入ってくるものだと思う。新規の相談ケースというのは、深くかかわっていない方との信頼関係の構築からスタートする必要があって、始めの部分はかなりのジレンマが発生するのかなと感じた。私たちの施設ではサービス等利用計画は法人本部にも協力を依頼している状態ではあるが、利用者の皆さんと、これまで築いてきた信頼関係を活かして、自分のところでの計画相談の必要性を感じた。将来的には、現場で関わっている職員が中心

となって計画相談を行える体制を構築していきたい。基幹相談支援センターの役割の中に、サービスの紹介をしてもらえる機能があると非常にありがたいと思う。

○部会長より

今日の時間の中では解決に向けたところまでは議論ができないわけだが、次回・次々回とその辺りのご意見を頂きたいと思う。

計画相談という制度・枠組みの中では中々マンパワー不足が解消しない現状がある中で、基幹の総合相談もいっぱいになってきた、ワンストップで引き受けたケースを地域の社会資源につなげたいが、引き受けられる余裕が地域の側にない。そうした課題に関する解決策の協議・相談支援体制の構築に関する良いアイデア出しを次回できればと思う。

(4) 平成29年度定例会議の運営について 【資料第12～13号参照】

事務局より資料第12号・第13号を説明

(5) その他

○部会長より

本部会だけでなく、定例会議も含めて準備段階から助言などを頂いている自立支援協議会志村副会長に総括して頂きたい。

○志村副会長より

昨年度は「あるある事例」などの相談支援のいわば「中身」について議論してきたわけだが、今年度はそれに対応するための体制について考えていこうということで、文京区における相談支援の「鳥瞰図」を準備して頂いた。それが資料第9号になる。充実した内容ではあるが、まだ改良の余地があって、例えば社協の地域福祉コーディネーターの方々、知的障害・身体障害の相談員の皆さん、ピアカウンセラーの方々なども加えていって、分かりやすくしていく、そしてアウトリーチの体制も含めて協力し合える相談支援体制を作る必要があるかと思う。昨年度からの「宿題」として研究グループの取り組みも少しずつ進んでおり、こちらでも引き続きご協力いただければと思う。

4. その他

○事務連絡

- ・ピアサポートグループの案内について
- ・委員報酬について
- ・会議内容議事録の確認依頼について